

香地池水利組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、香地池中組土工係改め香地池水利組合（以下「水利組合」と称する。

(水利組合の地域組織)

第2条 水利組合は城地区・檀原地区・外山地区・宝地地区・平田地区・中尾地区を持って組織する。

(事務所)

第3条 水利組合は、主たる事務所を高松市十川東町・城自治会集会場内に置く

(目的)

第4条 水利組合は農業用溜池（香地池）の維持管理及び灌漑、排水に係る水路の水利、土木に関する事務を共同処理する。また、農地農道等の整備維持管理を目的とする。

第2章 構成員等

(構成員等)

第5条 活動組織の構成員は香地池の灌漑用水路を利用する土地所有者とする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第6条 水利組合には、代表1名、水配1名、会計1名、水配補佐兼監査役1名、立会5名、水引3名の役員を置く。必要に応じて会計補佐を置く。

2 代表を始め、役員は総会において地域組織構成員の互選により選任する。代表、水配、会計の三役は西又、東又の構成員から選任するものとする。

3 代表は水利組合を代表し、業務を統括する。

4 水配は溜池の水量責任者として、代表を補佐し代表が欠けたときは代表を代行する。

5 会計は、責任者として事業の会計を行う。

6 立会は各々地区代表としての取り纏め、事業の立会役として指導等を行う。

7 水引は溜池から水路を経て農用地に水を誘導、排水の責任者で、水配表の作成を行う。

8 役員の間務については、業務に支障がない場合に限る。

(役員任期)

第7条 役員任期は3年とする。なお、再任を妨げないものとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第8条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 構成員現在数の三分の一以上から会議の目的たる事項を指名した書面により請求があったとき。
 - 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために召集したとき。
 - 三 その他代表が必要と認めたとき。
- 3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第9条 総会は次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度会計報告に関する事項。
- 二 香地池環境保全組合の活動に関する事項。
- 三 水利組合同規約の制定及び改廃に関する事。
- 四 その他水利組合の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第10条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。但し出席は委任状（立会担当者）をもって代えることができる。

- 2 総会においては、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。但し、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(特別議決事項)

第11条 次の各号に掲げる事項は、総会において出席者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 水利組合同規約の改正
- 二 構成員の除名
- 三 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付)

第12条 水利組合の会計担当者は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え、保管しなければならない。

- 一 水利組合同規約

- 二 役員等の指名、住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 定例会議及び総会の議事録
- 五 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第13条 水利組合は、全号に掲げる書類を、事業年度終了の翌日から7年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第14条 水利組合の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第15条 水利組合の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては区分、科目ごとに経理する。賦課金、協力金等、役員会で審議決定する。

- 一 水利費、土工費の賦課金（農地10アール当たり各々1,000円）
- 二 用排水路協力金（家庭用通常浄化槽一槽につき10万円ただし、後継ぎ息子等の新規設置については5万円とする）
- 三 大型浄化槽（企業用等）、また同一場所での複数基設置の場合は、役員会で審議する。
- 四 企業、集合住宅（団地）等の用排水路協力金は、役員会で審議する。
- 五 池内養魚の養魚賃料は年間3万円、香地池の全排水を伴う場合は6万円とする。養魚更新の申請については役員会にて審議する。
- 六 用水路改修工事及び水路の上部閉鎖工事（グレーチング含む）に関しては、用水路1メートルにつき1万円以上とし、金額は役員会で審議する。
- 七 農地転用等にて、農地でなくなる場合の賦課金（農地10アール当たり1万円）
- 八 その他の収入

(事務経費支弁の方法、日当等)

第18条 水利組合活動の事務に関する経費は、第15条の資金をもって充てる。

(資金の支出と流用)

第19条 資金の支出者は、会計とする。資金は目的以外に使用し、また流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第20条 出納の事務を行うものは、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に言い、日々出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納と領収書の発行)

第21条 金銭を収納したときは、領収書を発行しなければならない。金融機関への

振り込みの方法で入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収書は発行しないものとする。

金銭の支払いにつちは、受取人の領収書を徴収しなければならない。ただし領収書の徴収が困難な場合は、レシート等をもってこれに代えることができる。また、金融機関への振り込み方法の支払いは、取扱い金融機関の振込金受領書を支払先の領収書に代えることができる。

(物品の管理)

第22条 水利組合が購入又は借入した器具備品、資材については、滅失及び毀損のないように管理するものとする。更新また新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第23条 水利組合の決算については、会計が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書、財産管理台帳を通常総会の開催日3日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は前項の書類を受領し、これを監査し、監査結果記録を作成し代表に報告するとともに、毎会計年度総会の承認を受けなければならない。

第6章 役員会

(役員の業務権限と会議体)

第24条 水利組合の役員は会議に出席して、各々役員業務の専門職として組織運営に協力しなければならない。

2 立会役員は基本的に、各々地域構成員の代表として意見具申ができ、総会の場合は欠席者の委任をもって賛否が表明ができる。

3 風水害などで用水路、農道等の簡単な補修工事が必要な場合は、利害関係者を含み野良普請工事の段取りをし、立会担当は速やかに役員会に報告するものとする。

4 定例役員会議は、最低二か月に一度は開催し、議事録の保管を義務づける。

5 水利組合の役員は環境保全組合の役員を兼務しているので、役員会が重複する場合は議事録に区別をして記録をする。

第7章 雑則

(細則)

水利組合運営の細則は代表が決定し、役員会が追認する。

附則

1 この規約は平成28年4月1日から施行する。

2 改訂2版を令和6年4月1日から施行する。